

予算項目	原水及び浄水費 — 委託料
委託番号	委託 第 39 号

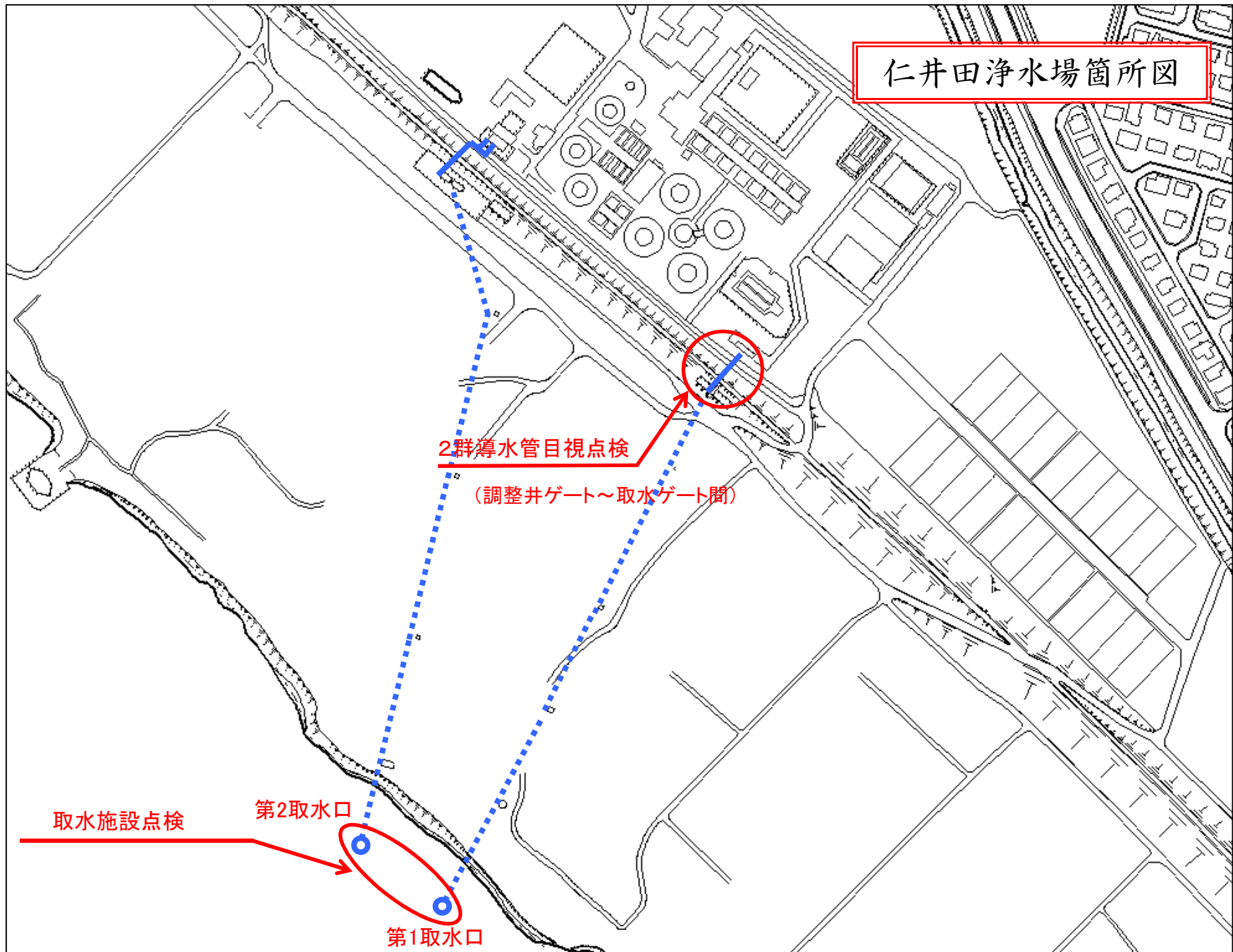
# 設 計 書

課長	課長補佐	係長	副務者	検算	主務者 (監督員)

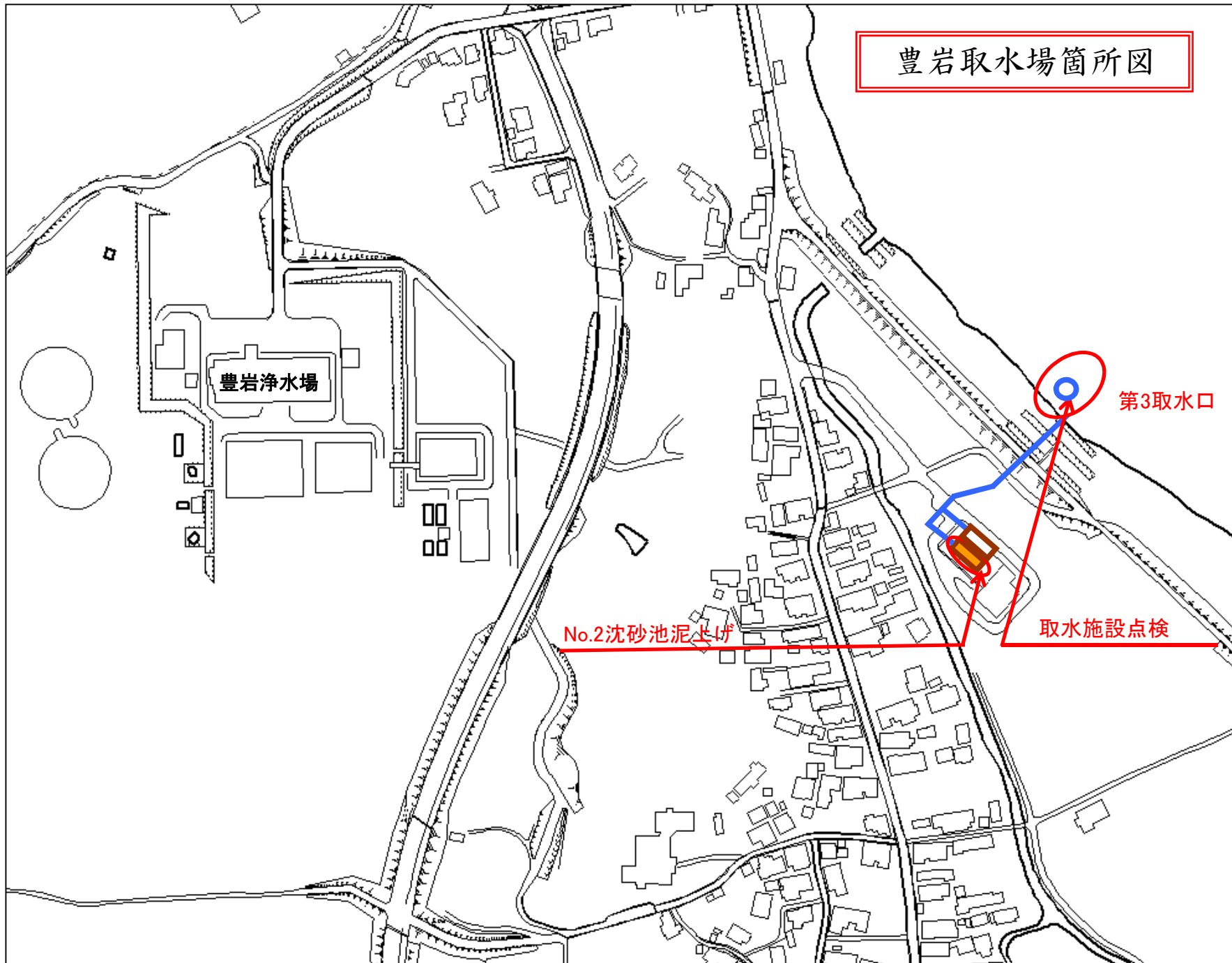
年 度	令和 8 年度	作 成 年 月 日	令和 8 年 5 月 1 1 日	履行期間	令和 9 年 3 月 1 9 日 まで
委 託 名	仁井田・豊岩取水導水施設点検清掃業務委託				
委 託 場 所	仁井田字新中島 2 2 1 番地の 2 ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ 市 単				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)	摘 要		
			点検調査業務	
業務価格			・取水施設点検調査(第1、第2、第3取水口)	・・・3回
消費税等相当額			・導水管目視点検(仁井田2群 φ 1,350mm:L=32.7m)	・・・1回
業務委託費				
			清掃業務	
			・沈砂池泥上げ(豊岩取水場No.2W7.0m×L24.0m×H11.7m)	・・・1回
			副務者 (職名)	
			主務者(監督員)(職名)	

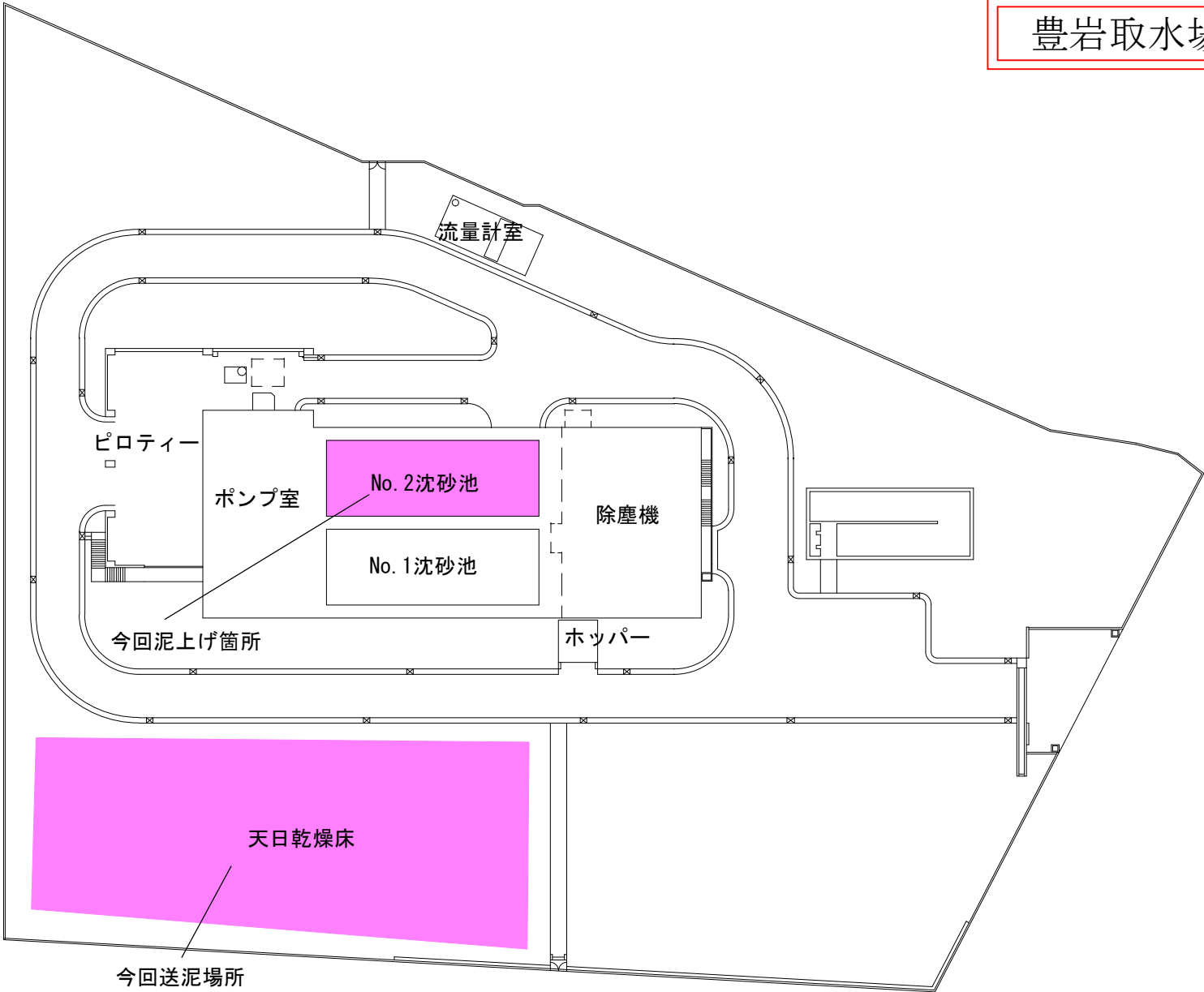
仁井田浄水場箇所図



豊岩取水場箇所図



豊岩取水場平面図



# 業 務 委 託 内 訳 書

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
	点検調査業務等価格		式	1			
	清掃業務等価格		式	1			
業務価格計							
消費税等相当額							10%
業務委託費							

# 業 務 委 託 内 訳 書

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
点検調査業務等価格							
	直接業務費	取水施設点検調査工（仁井田・豊岩）	回	3			明細書第1号
		導水管目視点検工（仁井田）	回	1			明細書第2号
	計						
	直接経費		式	1			
業務原価							
	諸経費		式	1			
業務原価							



# 明 細 書

(第2号)

導水管目視点検工(仁井田)

1回当たり

種別、名称	細 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
クレーン付トラック	4t積 2.9t吊	日				
ラフテレーンクレーン	油圧式25t吊	日				
発電機	45kVA	台				
水中サンドポンプ	φ 50 揚程10m	台				
〃	φ 100 揚程10m	台				
〃	φ 150 揚程10m	台				
一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
計						

# 業 務 委 託 内 訳 書

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
清掃業務等価格							
	直接業務費	沈砂池泥上げ工（豊岩）	回	1			明細書第3号
	計						
	間接業務費	共通仮設費	式	1			
		現場管理費	式	1			
	計						
	一般管理費等						
業務価格							



仁井田・豊岩  
取水導水施設点検清掃業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年度  
秋田市上下水道局浄水課

## 第1章 総 則

(適用)

第1条 この仕様書は、仁井田・豊岩取水導水施設点検清掃業務委託に適用する。なお、本仕様書に定めのない事項は、「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書」、「水道維持管理指針（（公社）日本水道協会）」、「水道施設機能診断マニュアル（（公財）水道技術研究センター）」の各最新版で定めるものとし、その他は委託者の定める監督員（以下、監督員）との協議により決定する。

(目的)

第2条 この点検清掃業務（以下「業務」という。）は、取水導水施設、沈砂池等の機能維持を図るために、点検調査・目視点検・泥上げを行うものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、業務に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守すること。

2 受託者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする業務は、当該資格等を有する者に行わせること。

(基本事項)

第4条 この業務は、契約書、特記仕様書、図面に基づいて行うこと。

2 特記仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上、当然必要なものは実施すること。

(指示事項)

第5条 監督員は、この特記仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に伴う指示等を受託者に行うことができる。

(提出書類)

第6条 契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた書類は、別に提出させることができる。

2 配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）に準用するもの

(1) 業務計画書（概要、現場組織、業務工程、業務方法、安全衛生、従事者一覧表ほか）

- (2) 手順書 2部
- (3) 週間工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 業務完了届
- (6) 業務状況記録写真 2部

### 3 その他

- (1) 必要に応じて、委託打合簿
- (2) 作業状況を記録したDVDもしくはCD-R 1枚
- (3) 業務報告・解析書 1部
- (4) その他必要とする書類

#### (安全管理)

第7条 受託者は、業務に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。

2 受託者は、業務に当たり、酸素欠乏危険箇所、薬液等の漏洩が予想される箇所、高所・地下、道路上その他、特に危険が予想される箇所では必要な安全対策を行い、事故防止に万全を期すこと。

3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じること。

#### (衛生管理)

第8条 受託者は、水道施設構内又はその付近での業務に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

2 受託者は、作業従事者について水道法第21条および水道法施行規則第16条に基づく健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書を作業開始日までに提出すること。（写し可）なお、作業期間が同報告書の発行日から起算して6か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出すること。

#### (業務時間)

第9条 業務時間は、原則委託者の通常勤務時間と同様とする。やむを得ず、土日祝日および時間外業務を行う場合は委託者に事前承諾を得ること。

#### (業務用工具および業務用消耗品)

第10条 業務用工具および業務用消耗品は、受託者の負担とする。

(業務用電力および業務用水)

第 11 条 業務用電力については、受託者負担とするが、業務用水は、原則委託者で支給とする。

(工程等の打合せ)

第 12 条 受託者は、委託者および仁井田・豊岩浄水場運転管理の業務受託者と工程等について事前に協議・確認を行ったうえで、本業務を進めること。

## 第 2 章 点検調査、清掃業務

(対象施設)

第 13 条 業務を行う施設は、次のとおりである。

- 1 第 1 取水口 (仁井田浄水場)
- 2 第 2 取水口 (仁井田浄水場)
- 3 第 3 取水口 (豊岩取水場)
- 4 仁井田浄水場 2 群導水管
- 5 豊岩取水場 No. 2 沈砂池

(業務内容および回数)

第 14 条 業務内容および回数は、次のとおりとする。

- 1 取水施設点検調査 (第 1、第 2、第 3 取水口) ・ ・ ・ 実施回数 3 回
  - (1) 第 1、2 取水口・周辺清掃および外観点検 (仁井田浄水場)  
第 1 取水口 ・ ・ ・  $\phi 5,000\text{mm}$   
第 2 取水口 ・ ・ ・  $\phi 4,000\text{mm}$   
作業範囲は各取水口上部から $-2,500\text{mm}$ 程度とする。
  - (2) 第 3 取水口スクリーンの点検・除塵清掃 (豊岩取水場)  
取水口スクリーン: $20\text{ m}^2$ 程度、取水口前スクリーン: $3\text{ m}^2$ 程度
- 2 導水管目視点検 (仁井田 2 群  $\phi 1,350\text{ mm}$  : 約  $32.7\text{m}$ ) ・ 実施回数 1 回
- 3 No. 2 沈砂池泥上げ (豊岩取水場)  
RC造 : 幅  $7.0\text{m}$ 、長さ  $24.0\text{m}$ 、深さ  $11.7\text{m}$  ・ ・ ・ 実施回数 1 回  
沈砂池の泥上げ作業に使用するポンプおよびホースについては、取水場に保管している水中ポンプを貸与する。(ポンプの場内移動・据付けおよび電源の供給は受託者対応とする。)  
貸与ポンプ サンドポンプ 口径 :  $100\text{mm}$  出力 :  $15\text{kW}$   $50\text{Hz}$   $200\text{V}$   
全揚程 :  $20\text{m}$  吐出量 :  $1.5\text{ m}^3/\text{min}$  重量 :  $550\text{kg}/\text{台}$

汚泥は豊岩取水場天日乾燥床へ送泥するものとする。

※汚泥量 100 m<sup>3</sup>程度

(業務実施時期)

第 15 条 業務実施時期は、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

(委託代金の支払)

第 16 条 委託代金の支払は、秋田市上下水道局の財務規程による。

(発生品の処分)

第 17 条 業務で発生した塵芥等は受託者の責任により関係法令に従い適切に処分する。

(事故および機器の不具合)

第 18 条 受託者は業務履行中および終了後に事故又は施設の不具合が発生したときは、速やかに適切な処置を講ずるとともに、その原因および経過、被害の内容ならびに処置状況について委託者に報告し、対応および復旧について委託者と協議のうえ決定し、その指示に従うこと。

(業務管理)

第 19 条 業務を行う施設は、稼動中の施設であるため、施設の運転に支障がないように業務を行うこと。

(その他)

第 20 条 本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議し定めるものとする。